

SATOグループの一員である上海現地法人の、**颯拓商務諮詢(上海)有限公司**では、お取引先様の海外進出支援の一環として、現地ビザ申請(最終的には「居留許可書の取得」)についてお手伝いしておりますが、先月来「出入国管理法」の改正によりビザの取得が厳しくなりましたので、ここで皆様にお知らせをさせて頂くことにいたしました。

改めて、ビザ取得についてのかんたんなプロセスや必要な要綱について以下のようにまとめましたので、ぜひご参考頂けますようお願い申し上げます。

なお、詳しくは、現地法人又は担当者までお気軽にご質問ください。

■ 就業ビザ取得要件

「大学卒業であること」、「関係就業経験が2年以上あること」が一般的な条件となります。

※大卒でない方の場合：年齢、技術資格などを総合的に判断され、大卒ではない場合でもビザが取得できるケースもあります。

例えば、自社がこの人材を必要である、と言った説明書を提出する、関係就業経験があることを証明するなど。

※60歳を超えての就労ビザ手続き手配が原則不可になる。(弊社へご相談ください。)

■ 就労ビザ取得の流れ

① 「外国人就業許可証」 2～3週間

必要書類：・現地法人の営業許可書コピー&組織番号証&批准証書（年度審査済み！審査印ある）

・パスポートコピー

・就業申請表(所定フォーム)

・履歴書（学歴と職歴、時間の連続性が重要）

・資格能力証明 [職歴証明]（元会社で用意、中文に訳、中国で務める仕事と関係ある勤務経験、関連性が重要！）

・卒業証書コピー

※資格証明書があるならご提供ください。

② 「ビザ招待状」 3日

「就業許可証」及「招待状」を持参して一回帰国、日本の中国領事館で臨時Zビザを申請・取得 3～5日

— 入国後 —

③ 臨時住泊証明書と健康診断(2週間前に予約が必要) 2週間

24時間以内にマンション近くの公安局で取得するか、あるいは、ホテル住まいの場合はフロントで取得が可能です。
また、健康診断(2週間前に予約)

④ 「就業証」 10～15日

必要書類：・臨時住泊証明書

・健康診断

・写真(パスポートサイズ)

・労働契約

・就業許可証

・就業登記表(所定フォーム)

⑤ 「居留許可証」 約10日前後

必要書類：・パスポート原本

・就業登記表&居留許可申請書(所定フォーム)

・住泊証明、健康診断書

・現地法人の営業許可書コピー&組織番号証&批准証書（年度審査済み！審査印ある）

・申請書(現地会社で用意)

・本人出頭が必要

※「招待状」を発行した日より1か月間以内に、なるべく③④⑤のステップを完了させること。

(最後の⑤. 申請資料を窓口へ提出する段階まで。)

そのためにも、招待状を申請する前に、来華日(赴任日)と健康診断日を事前に確定することをお勧め致します。

【お気軽にお問い合わせください！】

Tel: 86-021-6156-2320

E-mail: info-shanghai@sato-group.com